CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.１８



**第27条働く権利についての一般的意見の草案に関するCRPD委員会への**

**ノルウェー盲人・弱視者協会からの提出報告**

**2021年12月6日**

（JD仮訳）

**Submission by the Norwegian Association of the Blind and Partially Sighted to the CRPD committee on the draft General Comment on the right to work, article 27**

Norwegian Association of the Blind and Partially Sighted

我々は、CRPD委員会が、新しい一般的意見の起草において、このインクルーシブなプロセスを通じて、労働と雇用の権利に関する第27条を優先させたことに、改めて感謝したい。

ノルウェー社会は、数十年にわたり、より多くの障害のある人が労働と雇用にアクセスできるよう、狙いを定めた対策を求めてきた。悲しいことに、現在ノルウェーの労働に参加している障害のある人の割合は、一般国民の73％に対し、わずか41％にとどまっている[[1]](#footnote-1)。この統計は、ノルウェーのDPOによる長年の闘いにもかかわらず、前世紀から改善されていない。例えば、ノルウェー盲人・弱視者協会は、1900年に組織として設立された。我々が最初に取り組んだ政治的課題の一つは、労働の権利に関するものであった。

我々は、CRPD委員会が一般的意見案について重要かつ包括的な作業を行ったことを高く評価する。一般的意見案の概要はよく構成されており、総合的である。

委員会に対する前回の意見で、我々は次のように書いた。

「CRPD自体、CRPD委員会によるこれまでの一般的意見、および経済的社会的文化的権利委員会（CESCR）の取り組みに触発されて、**我々はCRPD委員会がユニバーサルデザイン、合理的配慮、漸進的実現、利用可能な資源の最大限、そして違反の関係をさらに探求することを奨励する。**」

我々は、この点に関して、委員会が一般的意見案に既に盛り込んでいる詳細について、感謝の意を表したい。特に、労働と雇用の権利に関する国家戦略および行動計画に関するパラグラフ73を高く評価する。しかし、我々は、委員会が、1）権利の侵害をさらに取り上げ、2）ユニバーサルデザインを通じたデジタル・アクセシビリティの重要性をより詳細に検討することができれば、高く評価する。

ノルウェーの文脈では、技術開発は諸刃の剣であることがわかる。視覚障害のある労働者にとって、ユニバーサルデザインの技術にアクセスできることは、大きなチャンスとなる。ノルウェーやヨーロッパではアクセシビリティ基準がよく開発されているが、これらの基準は私たちの社会では十分に知られ、尊重されているとは言えない。また、現在のノルウェーの法律では、職場で使われる技術はアクセシビリティ基準（WCAG 2.0および2.1）の対象外になっている。職場のデジタル・プログラムとの格闘は~~、~~視覚障害のある労働者の主な障壁となっていると、ノルウェー盲人・弱視者協会に報告されている。この障壁は、職場のプログラムがEN 301 549などのアクセシビリティ基準に準拠していないことと、職場のデジタル・プログラムと視覚障害のある労働者が使用する支援機器との間に互換性がないことに関連している。

障害のある労働者が、雇用主に過度の負担をかけることなく最新のテクノロジーにアクセスするためには、テクノロジーが初めから普遍的に設計され、アクセシビリティ基準を厳守していなければならないことが調査から明らかになっている。WCAG2.1はそのよい出発点となるものである。これが一般的となっていなければ、労働者が使用する技術を合理的に配慮することは、過度の負担とみなされる可能性が高い。

委員会への我々の以前の意見で表明されたように、一般的意見案についての我々の懸念は、個々の配慮に焦点を狭く絞ると、実際にはすべての人のための公正と平等の達成に向けた障壁が増加する可能性があることである。障害のある人の権利を実現するためには、単にアクセシビリティの欠如を補う措置ではなく、権利に基づいた措置が必要である。

「アクセシビリティ」と「ユニバーサルデザイン」は同じ意味で使われることが多く、すべての人のニーズを満たすように設計された社会のことである。デジタルの世界でも、これは同様に重要である。ノルウェーでは、私たちの法律は「ユニバーサルデザイン」という言葉を使っている - したがって、私たちはこの言葉を使う。

委員会の第21会期では、委員会の総括所見において、ノルウェー政府に対して以下の勧告がなされた。

「（b）**平等・差別禁止法において、雇用主に対する職場のユニバーサルデザインに関する責務を定め、職場の物理的環境のユニバーサルデザインおよびユニバーサルICTによるアクセシビリティに関する戦略を作成し、実施すること。**」

第27条に関する一般的意見案には、この重要な観点が欠けている。我々は、デジタル化が進む労働者と職場にとって、この一般的意見をより重要なものとするために、パラグラフ4、5、14、15、22、26、37、49、50、59、60、65、66、67、71、72、73、79、82、97を再吟味することを、委員会に提案する。

**また、これらのパラグラフの一部に、以下の文章を入れることを提案する。**

**パラグラフ 5には、**

ユニバーサルデザインによるアクセシビリティと、支援機器と互換性のあるデジタル解決策（ソリューション）の必要性について、1文入れていただきたい。最初の文章は、一般的意見案から引用している。

「人工知能やデジタルワークへの移行を含む新しい技術は、新しい障壁や差別の形態を生み出すだけでなく、労働の新しい形態や就労への道を開く可能性がある。すべてのデジタルソリューションは、とくにスクリーン・リーダー、拡大表示などの支援機器／技術との互換性を確保するために、ユニバーサルデザインを通じてアクセス可能でなければならない。」

**パラ14 では、**

我々は委員会に対し、以下の文章のように、ICTのユニバーサルデザインによるアクセシビリティを含めるよう要請する。

「合理的配慮の否定、アクセスしにくい職場（ICTのユニバーサルデザインによるアクセシビリティの欠如を含む）、ハラスメントは、開かれた労働市場や職場環境での雇用にさらなる障壁をもたらし、障害を理由に閉鎖的な職場で働くという誤った選択を招く。」

**パラグラフ 22では、**

すべての労働者が職場でデジタルシステムにアクセスできるようにするために、このパラグラフではユニバーサルデザインによるアクセシビリティが強調されるべきである。ユニバーサルデザインによってシステムがアクセス可能でなければ、支援機器を使用することは困難であり、時には不可能でさえある。スクリーン・リーダーや拡大プログラムなどを使用している多くの労働者が、デジタル作業システムと支援機器の互換性の問題について、頻繁に私たちに報告している。

デジタルシステム全般がユニバーサルデザインを通じてアクセス可能であることが最も重要であるため、このパラグラフの最後の２つの文章を削除するよう、委員会に要請する。これは、個人が合理的配慮を必要とする前に行われなければならない。

さらに、このパラグラフの最初のセンテンスの後に、次のセンテンスを含めることを求める（我々の提案が含まれる）。

「合理的配慮の否定は、必要かつ適当な変更及び調整 - 均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの - が否定され、かつそれが人権及び基本的自由の平等な享受または行使を確保するために必要な場合、差別とみなされる。合理的配慮は、職場の物理的環境やICTシステムのユニバーサルデザインを通じてのアクセシビリティと大きく結びついている。」

**パラグラフ72では、**

何が合理的配慮であるかの判断基準は、国家の利用可能な資源だけでなく時間を問題としなければならない。国の労働・雇用の権利戦略および行動計画は、合理的配慮が実際に社会をいつ平等にするのか（ユニバーサルデザインや職場で使用されるICTを通じたアクセシビリティを含めて）、目標基準を設けるべきである。

我々は委員会に対し、ユニバーサルデザインを通じたアクセシビリティに関する新たなパラグラフを含めるよう要請する。

「ｄ　次のことを確保する。

v 労働生活のすべての領域において、またデジタルソリューションも含めて、ユニバーサルデザインがなされたアクセシブルな社会に向けた変革的措置。この措置には、ユニバーサルデザインによるアクセシビリティの否定を条約第27条の違反とする時期の目標が含まれる。」

**パラグラフ 97 cでは、**

我々は委員会に対し、ユニバーサルデザインによるアクセシビリティを盛り込むために、以下の文章を拡張することを求める。

「見直し調和させる(...); デジタルソリューションを含む職場のユニバーサルデザインを通じて、また合理的配慮の提供を伴って、アクセシビリティを確保する。」

（翻訳：佐藤久夫、高島恭子）

1. <https://www.ssb.no/en/arbeid-og-lonn/statistikker/akutu> Statistics Norway. Downloaded March 15th 2021. [↑](#footnote-ref-1)